

平成23年3月23日

NPO 法人マナーキッズプロジェクト「支部」運営要領

第1条 支部運営要領の目的

NPO 法人マナーキッズプロジェクトは、支部の活動を円滑かつ適正に推進するため、本運営要領を定める。

第2条 支部の任務

支部の任務は、次の通りとする。

- (1) NPO 法人マナーキッズプロジェクト事業の推進
- (2) 上記1項に関連する事項

第3条 支部設置の単位

活動実態に応じ、県単位、市町村単位、複数の市町村単位に支部を置く。

第4条 支部の名称

支部の名称は、県支部、市支部、支部（例 筑豊支部）とする。

第5条 支部の事務所

各支部に事務所を置く。

第6条 支部の構成

支部は当該地区に居住または勤務する正会員、賛助会員、活動会員で構成する。

第7条 支部内組織・規定

支部内組織・規定は、各支部の実情に応じ、本部の承認を得た上で、各支部で決定する。

第8条 支部長の設置基準

支部から支部長任命の申し出があり、本部が適任と認めた場合は支部長を置くことができる。

第9条 ディレクターの任務、認定基準

支部にディレクターを置くことができる。

- 2 ディレクターは、マナーキッズ教室における司会進行及び地元指導者に対するマナーキッズ教室の指導を担当する。
- 3 NPO 法人マナーキッズプロジェクト理事長及び小笠原流礼法鈴木万亀子総師範がディレクターを認定し、ディレクター認定証を発行する。
- 4 支部長はディレクターを兼務することができる。
- 5 ディレクターの下にディレクター補佐を置くことができる。

第10条 NPO 法人マナーキッズプロジェクト認定礼法指導者の任務、認定基準

支部にNPO 法人マナーキッズプロジェクト認定礼法指導者を置くことができる。

- 2 NPO 法人マナーキッズプロジェクト認定礼法指導者は、小笠原流礼法総師範・師範が不在の際、マナーキッズ教室における子どもに対する礼法指導を代行することができる。
保護者に対する講話については、小笠原流礼法総師範・師範不在の際は、小笠原流礼法鈴木万亀子総師範の DVD の放映、「伝えたいこと、発信していること」チラシの配布及び鈴木万亀子総師範著「お母さんのための子どものしつけとマナー」の PR により代替することができる。
- 3 小笠原流礼法鈴木万亀子総師範が NPO 法人マナーキッズプロジェクト認定礼法指導者を認定し、NPO 法人マナーキッズプロジェクト認定礼法指導者認定証を発行する。
- 4 任期は 2 年間とする。但し、任期の途中で認定を取り消すことがある。
- 5 支部長及びディレクターは、小笠原流礼法鈴木万亀子総師範の認定審査後、NPO 法人マナーキッズプロジェクト認定礼法指導者を兼務することができる。

第 11 条 会計処理

会計処理は、本部において一括して行う。

支部において、収入（会費、寄付、事業収入）が見込まれる場合は、一旦、本部会計に組み入れた後、当該収入に相当する額を支部に交付する。

各支部は、収支状況を月単位で本部に対し報告する。

第 12 条 支部内事業計画・実施結果報告

支部内事業計画及び実施結果を、上半期、下半期毎に本部に対し報告する。

第 13 条 運営要領の改定

本運営要領の改定は、運営委員会での審議を経て、理事会において決定する。

平成 20 年 7 月 31 日制定

平成 22 年 8 月 31 日改定

平成 23 年 3 月 23 日改定